

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等  
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項、第46条第2項及び第87条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営に関する基準)

第4条 法第34条第2項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準は、前条の規定に適合するよう規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。